

生産緑地の買取り申出制度について

1 該当する買取り申出の要件

生産緑地地区は申出基準日(令和4年12月4日)以後、買取りの申出ができます。ただし、特定生産緑地に指定されている場合は、指定期限日以後に買取りの申出が可能となります。

申出基準日…生産緑地地区の都市計画決定の告示の日から起算して30年を経過する日。
(令和4年12月4日)

指定期限日…申出基準日から起算して10年を経過する日。(令和14年12月4日)
※指定の期限を延長した場合は、延長後の期限が経過する日。

2 買取りの申出後の処理

- (1) 特別の事情がない限り地方公共団体は時価で買取る事となっています。
- (2) 地方公共団体が買い取らない場合は、農業従事者へあっせんされます。
- (3) 市が買取り申出書を受理した後、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われなかった場合は、生産緑地の行為の制限が解除されます。

3 提出書類

- ① 生産緑地買取申出書 [まちづくり推進課]
 - ② 土地の登記事項証明書【全部事項】 [法務局]
 - ③ 買取申出者の本人確認書類の写し【住所、氏名が分かるもの。(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、身体障害者手帳、運転経歴証明書など。)]
 - ④ 仮換地証明書(申請地が区画整理地内の場合) [市街地整備課]
 - ⑤ 権利消滅の同意書(当該土地に所有権以外の権利がある場合)
 - ⑥ 委任状【買取申出者本人の自署必要】(代理人に手続きを依頼する場合)
※窓口で代理人の本人確認書類を確認させていただきます。
 - ⑦ その他、個別の事由により必要となる書類
- ◆書類はすべて原本を提出してください。ただし、②については、原本とコピーをお持ちいただければ、原本は返却可能です。
- ◆事前に担当者と日程調整いただくと、スムーズな対応が可能です。